２　法人の施行日以後に終了する事業年度（令和三年三月三十一日以前に開始するものに限る。）においては、その有する有価証券（新令第百十九条の十三第一項第五号に掲げる有価証券を除く。）については、旧令第百十九条の十三の規定により計算した金額を法人税法第六十一条の三第一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とみなして、同条の規定を適用することができる。

（留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額に関する経過措置）

第七条　新令第百三十九条の十（第二項第二号ロに係る部分を除く。）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

２　施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新令第百三十九条の十の規定の適用については、同条第二項第二号ロ中「、第四十二条の十二の五」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五」とする。

（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額に関する経過措置）

第八条　新令第百四十二条の二第七項の規定は、内国法人の令和三年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等に関する経過措置）

第九条　新令第百五十五条の三の三の規定は、連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額に関する経過措置）

第十条　新令第百五十五条の二十五（第一号ハ(1)に係る部分を除く。）の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

２　施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新令第百五十五条の二十五の規定の適用については、同条第一号ハ(1)中「、第六十八条の十五の六」とあるのは、「又は第六十八条の十五の六」とする。

（連結事業年度における外国税額控除の対象とならない外国法人税の額に関する経過措置）

第十一条　新令第百五十五条の二十七第五項の規定は、連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が令和三年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の同項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「三十一年軽減対象資産の譲渡等」を「元年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第三項及び第四項中「三十一年経過措置資産の譲渡等」を「元年経過措置資産の譲渡等」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十三条　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「この条」を「この項」に改め、同条第二項中「新法人税法施行令」を「法人税法施行令」に、「同条第八号ヨ」を「同条第八号タ」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十三号

地方法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若しくは第三章第五節」を「又は第三章第五節」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この項及び第五項において「平成二十七年改正法」という。）附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項」を削り、同条第五項中「若しくは第三章第十七節」を「又は第三章第十七節」に改め、「又は平成二十七年改正法附則第八十四条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（平成二十八年地方法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　地方法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書、第二条及び第三条第二項から第六項までの規定中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（地方法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　地方法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（平成三十年地方法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　地方法人税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第二号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

消費税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三